



平成 16 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 イーピーエス株式会社
代表者の 代表取締役社長 巖 浩
役 職 氏 名
(登録銘柄 コード番号：4282東証二部)
問い合わせ先 常務取締役 神宮 孝一
電 話 番 号 03-5684-7797(代表)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年11月16日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20 および第280条ノ21の規定に基づき、ストック・オプションの実施等を目的として、新株予約権の発行についての承認を求め議案を平成16年12月22日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役および従業員
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式1,000株を上限とする。
新株予約権1個当たり普通株式1株とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、新株予約権発行後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 - (2) 新株予約権の発行総数
1,000個を上限とする。（付与株式数1株）
（ただし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が

成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の取引の終値(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

また、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使に伴うものを除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した総数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成19年1月5日から平成23年12月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。

新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分および相続は認めない。

その他の権利行使の条件については、本総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、取締役会の決議をもって新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権者が権利行使する前に、(6)に定める権利行使条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容につきましては、平成16年12月22日開催予定の当社株主総会において「当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上